

(新旧対照表)

新	旧
<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5 - 1 全体の概要</p> <p>(1) 農林水産加工産業の振興と西予ブランドの育成 (略)</p> <p><u>日本政策投資銀行の低利融資等</u> <u>農林水産加工業や観光関連産業等に取り組む事業者に対し、日本政策投資銀行の融資指針等に合致する新たな事業について、当行のアドバイスや低利融資により支援を行う。</u></p> <p>(2) 体験型観光の振興と交流人口の拡大 (略)</p> <p><u>日本政策投資銀行の低利融資等(再掲)</u> <u>農林水産加工業や観光関連産業等に取り組む事業者に対し、日本政策投資銀行の融資指針等に合致する新たな事業について、当行のアドバイスや低利融資により支援を行う。</u></p> <p>(3) 企業誘致及び地場企業等の振興 (略)</p> <p><u>日本政策投資銀行の低利融資等(再掲)</u> <u>農林水産加工業や観光関連産業等に取り組む事業者に対し、日本政策投資銀行の融資指針等に合致する新たな事業について、当行のアドバイスや低利融資により支援を行う。</u></p> <p>5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 (略)</p> <p>5 - 3 その他の事業</p> <p>5 - 3 - 1 支援措置による取組</p> <p>(1) 地域雇用創造推進事業 (新パッケージ事業)(厚生労働省)</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5 - 1 全体の概要</p> <p>(1) 農林水産加工産業の振興と西予ブランドの育成 (略)</p> <p>(2) 体験型観光の振興と交流人口の拡大 (略)</p> <p>(3) 企業誘致及び地場企業等の振興 (略)</p> <p>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 (略)</p> <p>5 - 3 その他の事業</p> <p>5 - 3 - 1 支援措置による取組</p> <p>(1) 地域雇用創造推進事業 (新パッケージ事業)(厚生労働省)</p>

[B 0 9 0 2]

(略)

(2)日本政策投資銀行の低利融資等

(財務省)[C 0 7 0 1]

支援措置を受けようとする者

対象地域において、農林水産加工や付加価値型農業(これら事業に必要な機械製造業等を含む。)、食品製造加工業及び観光関連産業に取り組む事業者
支援措置を受けようとする事業

本計画の目標である「地域に密着した農林水産資源活用型産業の育成と裾野の広い観光関連産業の振興」を達成するため、地域雇用の拡大が見込まれる事業のうち、日本政策投資銀行の投資指針に合致し、プロジェクトの形成支援、事業化支援等の相談やアドバイスから低利融資等が可能となった事業

[投資指針に合致する主な事業]

「地域経済振興(細項目)」のうち

- ・地域産業立地促進事業
- ・地域産業振興・雇用開発

「先端技術・経済活性化(細項目)」のうち

- ・新産業創出・活性化事業

支援措置が本計画の目標に不可欠な理由

雇用機会の拡大のためには企業の新規立地、既存施設の拡充による事業拡大、新商品の生産・新たな役務の提供に必要な技術開発等、多様な事業活動が求められる。これら企業の活動を支援するうえで、日本政策投資銀行の有する様々なノウハウや情報が構想・計画段階から事業化段階までのアドバイスとして反映され、事業の確実性を高めると期待できるばかりでなく、同行の低利融資が当該事業の資金融通を円滑にし、企業の健全な発展による地域振興につながる。

[B 0 9 0 2]

(略)